老認発 0 3 1 4 第 1 号 令和 6 年 3 月 1 4 日

都道府県

各

民生主管部(局)長 殿

指定都市

厚生労働省老健局認知症施策·地域介護推進課長 (公印省略)

「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」の一部改正について

「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成 18 年 3月 31 日 老計発第 0331007 号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。



○ 認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について(平成18年3月31日老計発0331007号厚生労働省老健局計画課長通知)(抄)

新 ΙĦ 1 (略) 1 (略) 2 認知症介護実践研修 2 認知症介護実践研修 (1) (略) (1) (略) ア〜キ (略) ア〜キ (略) (2) 認知症介護実践リーダー研修 (2) 認知症介護実践リーダー研修 ア (略) イ 研修対象者は 介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施 イ 研修対象者は、介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施 設をいう。) 指定居宅サービス事業者(法第41条第1項に規定する指定 設をいう。)、指定居宅サービス事業者(法第41条第1項に規定する指定 居宅サービス事業者をいう。)、指定地域密着型サービス事業者、指定介 居宅サービス事業者をいう。)、指定地域密着型サービス事業者、指定介 護予防サービス事業者(決第53条第1項に規定する指定介護予防サービ 護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービ ス事業者をいう。) 又は指定地域密着型介護予防サービス事業者等(以下 ス事業者をいう。) 又は指定地域密着型介護予防サービス事業者等(以下 「介護保険施設・事業者等」という。)において介護業務に概ね5年以上 「介護保険施設・事業者等」という。)において介護業務に概ね5年以上 従事した経験を有している者であり、かつ、ケアチームのリーダー又は 従事した経験を有している者であり、かつ、ケアチームのリーダー又はリ ーダーになることが予定される者であって、認知症介護実践者研修を修 リーダーになることが予定される者であって、認知症介護実践者研修を アレ1年以上経過している者とする。 修了し1年以上経過している者とする。 ただし、介護保険施設・事業所等においてサービスを利用者に直接提 供する介護職員として、介護福祉士資格を取得した日から起算して10年 以上、かつ、1,800日以上の実務経験を有する者あるいはそれと同等以上 の能力を有する者であると実施主体の長が認めた者については、令和9 年3月31日までの間は、本文の規定に関わらず研修対象者とする。 ウ~キ (略) ウ~キ (略) 3~8 (略) 3~8 (略) (別紙1) ~ (別紙4) (略) (別紙1) ~ (別紙4) (略)

【改正後全文】

老計発第 0331007 号 平成18年3月31日

都道府県

各

民生主管部(局)長 殿

指定都市

厚生労働省老健局計画課長

認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について

認知症介護実践者等養成事業については、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知。以下「局長通知」という。)により通知されたところであるが、次の事項について留意するとともに、別紙により各研修の標準カリキュラム及び修了証書、推薦書、認知症介護研修推進計画の様式を定めたので、事業の適正かつ円滑な実施を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

おって、本通知の内容については、管内の市町村、関係機関、関係団体等へ周知を図られたい。

1 認知症介護基礎研修

本研修については、局長通知の別紙「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」(以下「要綱」という。)4(1)で定められているところであるが、本研修の実施にあたっては、研修の受講義務付けに伴い、受講しやすい仕組みにより行うこととする。

ア 本研修は、認知症介護に携わる者が、認知症の人や家族の視点を重視しながら、本

人主体の介護を遂行する上で基礎的な知識・技術とそれを実践する際の考え方を身につけ、チームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供を行うことができるようにすることをねらいとする。

- イ 研修対象者については、要綱4(1)①に定める者とする。
- ウ研修は、原則としてeラーニング形式により行うものとする。
- エ 標準的な研修カリキュラムは、別紙1(1)のとおりとする。なお、実施にあたっては、認知症介護研究・研修センターが作成した「認知症介護基礎研修シラバス」を参考とされたい。
- オ 別紙1(1)のカリキュラムの適用にあたっては、研修の受講の義務化や認知症施策推進大綱(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議とりまとめ)の趣旨を踏まえ、 迅速に適用されることが望ましい。
- カ 要綱4(1)③アの修了証書の様式は、別紙2(1)のとおりとする。
- キ 受講者の受講環境や負担や実施主体の対応の準備等の観点から、上記ウによる実施が困難である間は、集合型の講義・演習又は同時双方向の意思疎通等できる方法におけるオンラインによる講義・演習とすることができるものとする。

2 認知症介護実践研修

(1) 認知症介護実践者研修

- ア 認知症介護実践者研修は、認知症についての理解のもと、本人主体の介護を行い、 生活の質の向上を図るとともに、行動・心理症状(BPSD)を予防できるよう認知症介 護の理念、知識・技術を修得するとともに、地域の認知症ケアの質向上に関与する ことができるようになることをねらいとする。
- イ 研修対象者は、原則として認知症介護基礎研修を修了した者あるいはそれと同等 以上の能力を有する者であり、身体介護に関する基本的知識・技術を修得している 者であり、概ね実務経験2年程度の者とする。
- ウ 研修は、講義・演習形式及び実習形式で行うものとする。
- エ 標準的な研修時間及び研修カリキュラムは、別紙1(2)アのとおりとする。なお、実施にあたっては、認知症介護研究・研修センターが作成した「認知症介護実践者研修シラバス」を参考とされたい。

また、オンラインによる研修を実施する場合は、同時双方向の意思疎通等できる 方法により、集合研修と同程度の効果が期待できる科目・内容の範囲となるよう留 意されたい。

オ 研修の全てのカリキュラムを受講し、実施主体により研修修了者として適当と認

められた者に対し、修了証書を交付する。

- カ 要綱4(2)⑤アの修了証書の様式を別紙2(1)のとおり定めたので、これに 準じて交付することとする。
- キ 本研修については、一部の指定地域密着型サービス事業者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。以下同じ。)又は指定地域密着型介護予防サービス事業者(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)の指定基準において受講が義務付けられていることから、本研修を受講することにより、指定基準等を満たす事業者がある場合については、市町村の長は、当該事業者の状況を精査した上で、事業者から推薦された者の受講が適当と認めた場合には、研修の実施主体の長に対し別紙3を添えて申込みを行うものとする。研修の実施主体の長は、市町村の長から本手続きを経て申込みがされた者について、本研修の受講について特段の配慮を行うものとする。

(2) 認知症介護実践リーダー研修

- ア 認知症介護実践リーダー研修は、事業所全体で認知症についての理解のもと、本人主体の介護を行い、生活の質の向上を図るとともに、行動・心理症状 (BPSD) を予防できるチームケアを実施できる体制を構築するための知識・技術を修得すること及び地域の認知症施策の中で様々な役割を担うことができるようになることをねらいとする。
- イ 研修対象者は、介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。)、指定居宅サービス事業者(法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。)、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。)又は指定地域密着型介護予防サービス事業者等(以下「介護保険施設・事業者等」という。)において介護業務に概ね5年以上従事した経験を有している者であり、かつ、ケアチームのリーダー又はリーダーになることが予定される者であって、認知症介護実践者研修を修了し1年以上経過している者とする。

ただし、介護保険施設・事業所等においてサービスを利用者に直接提供する介護職員として、介護福祉士資格を取得した日から起算して10年以上、かつ、1,800日以上の実務経験を有する者あるいはそれと同等以上の能力を有する者であると実施主体の長が認めた者については、令和9年3月31日までの間は、本文の規定に関わらず研修対象者とする。

- ウ 研修は、講義・演習形式及び実習形式で行うものとする。
- エ 標準的な研修時間及び研修カリキュラムは、別紙1(2)イのとおりとする。なお、実施にあたっては、認知症介護研究・研修センターが作成した「認知症介護実

践リーダー研修シラバス」を参考とされたい。

また、オンラインによる研修を実施する場合は、同時双方向の意思疎通等できる 方法により、集合研修と同程度の効果が期待できる科目・内容の範囲となるよう留 意されたい。

- オ 研修の研修の全てのカリキュラムを受講し、実施主体により研修修了者として適当と認められた者に対し、修了証書を交付する。
- カ 要綱4(2)⑤アの修了証書の様式を別紙2(1)のとおり定めたので、これに 準じて交付することとする。
- キ 本研修については、指定認知症対応型共同生活介護事業者(指定地域密着型サー ビスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以 下「指定基準」という。) 第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護 事業者をいう。以下同じ。)又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者 (指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密 着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定予防基準」という。) 第70条第1項に 規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。)が、当該事業を 行う事業所を短期利用させるための要件として義務付けられていることから、本研 修を受講することにより、厚生労働大臣が定める施設基準(平成27 年厚生労働省 告示第96号)第31号ハ、ニ又は第85号に規定する基準を満たす事業者がある場合に ついては、市町村の長は、当該事業者から推薦された者の受講について、各事業者 の状況を精査した上で、必要と認めた場合には、研修の実施主体の長に対し別紙3 を添えて申込みを行うものとする。研修の実施主体の長は、市町村の長から本手続 きを経て申込みをした者について、本研修の受講について特段の配慮を行うものと する。

3 認知症対応型サービス事業開設者研修

本研修については、要綱4(3)で定められているところであるが、本研修の実施に あたっては、都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)の実情に応じ必要 な回数を行うこととする。

ア 本研修は、指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定認知症対応型共同生活介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定予防基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居

宅介護事業者をいう。)又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者となる者が、これらの事業を運営していく上で必要な「認知症高齢者の基本的な理解」「認知症高齢者ケアのあり方」「適切なサービス提供のあり方」などの必要な知識を身につけることをねらいとする。

イ 研修対象者については、要綱4(3)に従い、各実施主体が選定を行うものとし、 特に新規開設を予定する要綱4(3)①の事業者からの推薦については、市町村が当 該事業の開設申請内容等を十分審査の上、受講することが適当と認めた場合には、都 道府県等に対し別紙3を添えて申込みを行うものとする。

ウ 研修は、講義・演習形式及び現場体験により行うものとする。なお、要綱4(3)

- ③の実習施設については、原則として指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)、指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定基準第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定予防基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定予防基準第70条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)とするが、地域の実情に応じて、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所(指
- 併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(指定予防基準第5条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。)又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(指定予防基準第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。)で行うこともできるものとする。

定基準第42条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をい う。以下同じ。)、共用型指定認知症対応型通所介護事業所(指定基準第45条第1項 に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)、単独型・

エ 標準的な研修カリキュラムは、別紙1(3)のとおりとする。

本研修を修了した者については、実施主体及び事業所設置市町村の長に対し、研修 (現場体験を含む)の受講を通じ、

- ① 認知症高齢者ケアについて理解したこと
- ② 今後の事業運営に関して取組みたいこと

などについて、レポート(A4用紙5枚程度)を作成し提出させることとする。新たに事業を開設する者については、指定申請時に市町村の長あてに提出するものとする。

オ 要綱4(3)⑤アの修了証書の様式は、別紙2(1)のとおりとし、前記エのレポートの提出と引き替えに交付するものとする。

4 認知症対応型サービス事業管理者研修

本研修については、要綱4 (4) で定められているところであるが、本研修の実施に あたっては、都道府県等の実情に応じ必要な回数を行うこととする。

- ア 本研修は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所、共用型指定認知症対 応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生 活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予 防認知症対応型通所介護事業所、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業所の管理者となる者が、これらの事業所を管理・運営していく上で必要な 「指定基準等の正しい理解」「職員の労務管理」「適切なサービス提供のあり方」な どの必要な知識・技術を身につけることをねらいとする。
- イ 研修対象者については、要綱4(4)に従い、各実施主体が選定を行うものとし、 特に要綱4(4)①の事業所の新規開設を予定する事業者からの推薦については、市 町村が当該事業の開設申請内容等を十分審査した上で選定し、必要と認めた場合には、 都道府県等に対し別紙3を添えて申込みを行うものとする。
- ウ 研修は、講義・演習形式により行うものとする。
- エ 標準的な研修カリキュラムは、別紙1(4)のとおりとする。
- オ 要綱4(4)④アの修了証書の様式は、別紙2(1)のとおりとする。

5 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

本研修については、要綱4(5)で定められているところであるが、本研修の実施に あたっては、都道府県等の実情に応じ必要な回数を行うこととする。

ア 本研修は、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者となる者が、利用登録者に関する指定居宅サービス若しくは指定介護予防サービス等の利用に係る計画又は指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における小規模多機能型居宅介護事業所における小規模多機能型居宅介護計画、看護小規模多機能型居宅介護計画又は介護予防小規模多機能型居宅介護計画を適切に作成する上で必要な、当該サービスに係る「基準の正しい理解」「適切なサービスの提供」「利用計画作成演習」などの必要な知識・技術を身につけることをねらいとする。

イ 研修対象者については、要綱4(5)に従い、各実施主体が選定を行うものとし、 特に要綱4(5)①の事業所の新規開設を予定する事業者からの推薦者については、 当該事業の開設申請内容等を十分審査した上で選定を行うものとする。

- ウ 研修は、講義・演習形式により行うものとする。
- エ 標準的な研修カリキュラムは、別紙1(5)のとおりとする。
- オ 要綱4(5)④アの修了証書の様式は、別紙2(1)のとおりとする。

6 認知症介護指導者養成研修

認知症介護指導者養成研修については、要綱4(6)に定められているところであるが、その詳細については次によることとする。

- ア 本研修は、認知症介護従事者が認知症についての理解のもと、本人主体の介護を行い、生活の質の向上を図るとともに、行動・心理症状 (BPSD) を予防することができるよう、認知症介護基礎研修、認知症介護実践研修及び認知症介護実践リーダー研修を企画・立案し、講義、演習、実習の講師を担当することができる知識・技術を習得すること及び介護保険施設・事業者等における介護の質の改善について指導するとともに、自治体等における認知症施策の推進に寄与できるようになることをねらいとする。
- イ 研修対象者について、要綱4 (6) ①に定める者とする。なお、要綱4 (6) ①ウの「認知症介護実践研修修了者(「痴呆介護研修事業の実施について」(平成12年9月5日老発第623号厚生省老人保健福祉局長通知)により実施された「痴呆介護研修事業」修了者を含む。)」は、認知症介護実践研修における認知症介護実践者研修(「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」(平成12年10月25日老計第43号厚生省老人保健福祉局計画課長通知。以下「平成12年通知」という。)に規定する基礎課程又は「認知症介護研修等事業の円滑な運営について」(平成17年5月13日老計発第0513001号厚生労働省老健局計画課長通知。以下「平成17年通知」という。)に規定する実践者研修を修了した者を含む。)及び認知症介護実践リーダー研修(平成12年通知に規定する専門課程又は平成17年通知に規定する実践リーダー研修を修了した者を含む。)を修了した者とする。
- ウ 研修の全てのカリキュラムを受講し、認知症介護研究・研修センターが行う考査により認知症介護指導者として適当と認められた者に対し、修了証書を交付するとともに、都道府県、指定都市の所管課を通じ推薦者に修了者を通知する。
- エ 標準的な研修カリキュラムは、別紙1(6)のとおりとする。なお、オンラインによる研修を実施する場合は、同時双方向の意思疎通等できる方法により、集合研修と同程度の効果が期待できる科目・内容の範囲となるよう留意されたい。
- オ 要綱4(6)⑤アの修了証書の様式は、別紙2(2)のとおりとする。

7 認知症介護指導者フォローアップ研修

認知症介護指導者フォローアップ研修については、要綱4(7)に定められているところであるが、その詳細については次によることとする。

ア 本研修は、認知症介護指導者養成研修修了者に対し、一定期間ごとに最新の認知症 介護に関する専門的な知識や指導方法等を修得させることにより、第一線の介護従業 者に対して最新の認知症介護技術を的確に伝達できるような体制を整えることをねら いとする。

- イ 研修対象者は、要綱4(7)①に定める者とする。
- ウ 認知症介護研究・研修センターにおける標準的な研修期間は、5日間とする。
- エ 標準的な研修カリキュラムは、別紙1(7)のとおりとする。
- オ 要綱4(7)⑤アの修了証書の様式は、別紙2(2)のとおりとする。

8 認知症介護研修推進計画

認知症介護研修推進計画については、要綱5に定められているところであるが、その 詳細については次によることとする。

ア 計画の策定にあたって

都道府県等は、

- ① 管内市町村と連携し、本事業で実施するそれぞれの研修を受講すべき対象者の職種や人数、サービス種別等、
- ② 認知症介護指導者養成研修及び認知症介護指導者フォローアップ研修については、 各都道府県等における構築すべき認知症介護実践研修の実施体制等、
- ③ 前回計画の実施状況や成果に対する評価等を考慮し、中長期的な見通しを立てた上で、認知症介護研修推進計画を策定すること。

イ 計画の内容

計画に記載すべき事項とその内容を別紙4のとおり定めたので、これに準じて策定すること。なお、ウに示す評価結果や、今般新規に追加された研修に関する部分の追加など、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

ウ 計画の実施状況及び成果の評価

研修修了者個人及び所属事業所における研修受講効果等を含めて、計画の実施状況、成果対する確認及びその評価を行い、次回計画に反映させること。また、この際、2の事業の評価結果の概要を別紙4に準じてまとめるとともに、計画の実施状況及び成果の具体的内容がわかる資料を作成すること。なお、都道府県等が指定した法人で事業を実施している場合は、指定された法人ごとに計画実施状況及び成果を整理し、都道府県等において集約する。

エ 計画及び評価の報告

都道府県等は、別紙4に定める内容に準じて、実施状況、成果の確認及びその評価を含む本計画を毎年度策定または更新し、当該年度の5月末日までに国へ報告すること。報告にあたっては、ウに示す資料を添付すること。

(別紙1)

(1) 認知症介護基礎研修 標準カリキュラム 自習3時間(180分)

科目	目的	内容	時 間 数	区分
認知症の	認知症の人を取り巻く現状、	・認知症の人を取り巻く	150	自学習
人の理解	症状に関する基礎的な知識を	現状	分	(eラ
と対応の	学び、認知症ケアの基礎的な	・具体的なケアを提供す	程度	ーニン
基本	技術に関する知識とそれらを	る時の判断基準となる		グ)
	踏まえた実際の対応方法を身	考え方		
	につける。	・認知症の人を理解する		
		ために必要な基礎的知		
		識		
		・認知症ケアの基礎的		
		技術に関する知識と		
		実施上の留意点		

(2) 認知症介護実践研修 標準カリキュラム ア 認知症介護実践者研修 講義・演習24時間(1,440分) 実習:課題設定240 分、職場実習4週間、実習のまとめ180分

4 1 D	D 60	中広	時間	区
科目	目的	内容	数	分
1 認知症ケ	アの基本			
(1) 認知症ケ	認知症の人が望む生活を実現するた	・認知症ケアの理念	180	講
アの理念・	め、認知症ケアの歴史的変遷や認知	と我が国の認知症	分	義
倫理と意思	症ケアの理念、認知症の原因疾患、	施策		•
決定支援	中核症状、行動・心理症状(BPSD)	・認知症に関する基		演
	の発症要因、認知症ケアの倫理や原	本的知識		習
	則、認知症の人の意思決定支援のあ	・認知症ケアの倫理		
	り方について理解を深める。	・認知症の人の意思		
		決定支援		
		・自己課題の設定		

(0) 4.77-4.50	本市 コン リー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	上江士拉のよよの	200	≇生
(2) 生活支援	食事・入浴・排泄等の基本的な生活	・生活支援のための	300 分	講
のためのケア	場面において、中核症状の影響を理	ケア),	義
の演習 1	解した上で、認知症の人の有する能	・認知症の生活障害		٠.
	力に応じたケアとしての生活環境づ	・認知症の人の生活		演
	くりやコミュニケーションを理解す	環境づくり		習
	る。	・中核症状の理解に		
		基づくコミュニケ		
		ーション		
		・生活場面ごとの生		
		活障害の理解とケ		
		ア		
(3) QOLを高	認知症の人の心理的安定やQOL(生	・アクティビティの	60分	講
める活動と	活・人生の質)向上を目指す活動に	基礎的知識と展開		義
評価の観点	関する基本的知識、展開例、評価の	・心理療法やアクテ		•
	観点と方法について理解を深める。	ィビティの評価方		演
		法		習
(4) 家族介護	在宅で介護する家族支援を実践する	・家族介護者の理解	90分	講
者の理解と	上で、その家族の置かれている状況	・家族介護者の心理		義
支援方法	や心理、介護負担の要因を理解し、	・家族介護者の支援		•
	必要な支援方法が展開できる。	方法		演
				習
(5) 権利擁護	権利擁護の観点から、認知症の人に	・権利擁護の基本的	90分	講
の視点に基づ	とって適切なケアを理解し、自分自	知識		義
く支援	身の現状のケアを見直すとともに、	・権利侵害行為とし		· .
	身体拘束や高齢者虐待の防止の意識	ての高齢者虐待と		演習
	を深める。	身体拘束		
		権利擁護のための		
		具体的な取組み		
(6) 地域資源	関係職種、団体との連携による地域	・認知症の人にとっ	120	講
の理解とケア	づくりやネットワークづくり等を通	ての地域資源と実	分	義
への活用	じて、既存の地域資源の活用や認知	践者の役割		.
	 症の人が地域で自分らしく暮らし続	・インフォーマルな		演
	 けるための地域資源の開発の提案が	地域資源活用		習
			<u>L</u>	

できる。		9			
2 認知症の人への具体的支援のためのアセスメントとケアの実践 ・地域資源としての介護保険施設・事業所等 (1) 学習成果 認知症介護実践者研修におけるこれまでの学習成果を踏まえ、自施設・事業所での自らの認知症ケアを実践することにより、研修で得た知識を実践において展開する際に生じる気、づきや疑問・課題を明らかにする。それらの自分自身の認知症ケア実践の課題や取り組みの方向性を検討し、他の受講者と共有することにより、知識の活用に関する幅広い視点を得る。 ・事業所における実践・事例収集(自施設・事業所における実践)・事側収集(自施設・事業所における実践)・申間課題の発表と共有することにより、知識の活用に関する幅広い視点を得る。 ・中間課題の発表と共有がることにより、知識の活用に関する幅広い視点を得る。 ・中間課題の発表と共有がることにより、研修で書たとにより、知識の活用に関する幅広い視点を得る。 ・中間課題の発表と共有がることにより、知識を得る。 ・中間課題の発表と共有がることにより、知識を得る。 ・中間課題の発表と共有が表に対して、行助・心理症状を得る。 ・中間課題の発表と共有を表している認知症の人に対して、行助・心理症状を得る。 ・クサームで支援できる。 ・行動・心理症状 (BPSD) の基本的の発症要別とケアの検討(事例演習)・行動・心理症状(BPSD)の発症要別とケアの検討(事例演習)・行動・心理症状を消費を必要を表しましているといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるとい		できる。	・フォーマルな地域		
2 認知症の人への具体的支援のためのアセスメントとケアの実践 (1) 学習成果 認知症介護実践者研修におけるこれ。までの学習成果を踏まえ、自施設・事業所での自らの認知症ケアを実践することにより、研修で得た知識を実践において展開する際に生じる気できる。それらの自分自身の認知症ケア実践の課題や取り組みの方向性を検討し、他の受講者と共有することにより、知識の活用に関する幅広い視点を得る。 (2) 生活支援のためのケアの演習2(行動・心理症状(BPSD)が生じている認知症の人に対して、行動の背景を理解した上で生活の質が高められるようチームで支援できる。の背景を理解した上で生活の質が高められるようチームで支援できる。のかりの発症要と対し、使PSD)の発症要と、資理解の発症を受力とクアの検討(事例演習)・行動・心理症状(BPSD)の評価・生活の質の評価・・生活の質の評価・・・演習・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			資源活用		
2 認知症の人への具体的支援のためのアセスメントとケアの実践			・地域資源としての		
2 認知症の人への具体的支援のためのアセスメントとケアの実践 (1) 学習成果 認知症介護実践者研修におけるこれ までの学習成果を踏まえ、自施設・事業所での自らの認知症ケアを実践 することにより、研修で得た知識を実践において展開する際に生じる気 づきや疑問・課題を明らかにする。それらの自分自身の認知症ケア実践 の課題や取り組みの方向性を検討し、他の受講者と共有することにより、知識の活用に関する幅広い視点を得る。 (2) 生活支援 認知症の行動・心理症状 (BPSD) が 生じている認知症の人に対して、行動の背景を理解した上で生活の質が高められるようチームで支援できる。 (3) アセスメントンを方で、具体的なエーズを導くことができるようアセスメントを行い、具体的なエーズを導くことができるようアセスメントの基本的関点を理解する。アセスメントの基本を踏まえた目標の設定と、目標を実現するためのケアの実践計画の作成・立案・評価ができる。 (1) 学習の基本的 分 義			介護保険施設・事		
(1) 学習成果 認知症介護実践者所修におけるこれ までの学習成果を踏まえ、自施設・ 事業所での自らの認知症ケアを実践 することにより、研修で得た知識を 実践において展開する際に生じる気 つきや疑問・課題を明らかにする。 それらの自分自身の認知症ケア実践 の課題や取り組みの方向性を検討し、他の受講者と共有することにより、知識の活用に関する幅広い視点を得る。 (2) 生活支援 認知症の行動・心理症状 (BPSD) が ・行動・心理症状 240 講義 を得る。 (2) 生活支援 認知症の行動・心理症状 (BPSD) が ・行動・心理症状 240 講義 が・違理症 が 高められるようチームで支援できる。 の背景を理解した上で生活の質が 高められるようチームで支援できる。 のかず景を理解した上で生活の質が 高められるようチームで支援できる。 窓知症の人の身体要因、心理要因、 (BPSD) の発症要 因とケアの検討 (事例演習)・行動・心理症状 (BPSD) の発症要 因とケアの検討 (事例演習)・行動・心理症状 (BPSD)の発症要 とケアの検討 (事例演習)・行動・心理症状 (BPSD)の発症要 など かい、選知症の中核症状のアセスメントを行うして、 2メントの基礎的 点を理解する。アセスメントの基本的視点を理解する。アセスメントの基本的視点を理解する。アセスメントを踏また目標の設定と、目標を実現するためのケアの実践計画の作成・立案・評価ができる。 ・			業所等		
世界の実践展開と までの学習成果を踏まえ、自施設・事業所での自らの認知症ケアを実践することにより、研修で得た知識を実践において展開する際に生じる気できや疑問・課題を明らかにする。それらの自分自身の認知症ケア実践の課題や取り組みの方向性を検討し、他の受講者と共有することにより、知識の活用に関する幅広い視点を得る。 (2) 生活支援のためのケアの済で名のでは、でするのでは、な得る。 (2) 生活支援のためのケアの済では、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、の	2 認知症の	人への具体的支援のためのアセスメント	とケアの実践		
#有 事業所での自らの認知症ケアを実践 することにより、研修で得た知識を 実践において展開する際に生じる気 づきや疑問・課題を明らかにする。 それらの自分自身の認知症ケア実践 の課題や取り組みの方向性を検討し、他の受講者と共有することにより、知識の活用に関する幅広い視点を得る。 (2) 生活支援 認知症の行動・心理症状 (BPSD) が 生じている認知症の人に対して、行 動の背景を理解した上で生活の質が 理解 ・ 行動・心理症状 (BPSD) の基本的 分 強	(1) 学習成果	認知症介護実践者研修におけるこれ	・認知症の人本人の	60分	講
することにより、研修で得た知識を 実践において展開する際に生じる気 づきや疑問・課題を明らかにする。 それらの自分自身の認知症ケア実践 の課題や取り組みの方向性を検討 し、他の受講者と共有することにより、知識の活用に関する幅広い視点 を得る。 (2) 生活支援 のためのケア の演習 2 (行動の背景を理解した上で生活の質が高められるようチームで支援できる。 あられるようチームで支援できる。 (BPSD)の基本的分分理解 (BPSD)の発症要別とケアの検討(事例演習)・行動・心理症状(BPSD)の発症要別とケアの検討(事例演習)・行動・心理症状(BPSD)の評価・生活の質の評価・・ニーズを導くことと述るようアセスメントの基礎的分別識 は繋の方法とポイントの実践計画の作成・立案・評価ができる。	の実践展開と	までの学習成果を踏まえ、自施設・	声を聴く(自施		義
実践において展開する際に生じる気	共有	事業所での自らの認知症ケアを実践	設・事業所におけ		
づきや疑問・課題を明らかにする。		することにより、研修で得た知識を	る実践)		演
		実践において展開する際に生じる気	・ 事 例 収 集 (自 施 l		習
マれらの自分自身の認知症ケア実践の課題や取り組みの方向性を検討し、他の受講者と共有することにより、知識の活用に関する幅広い視点を得る。 (2) 生活支援 認知症の行動・心理症状 (BPSD) が (BPSD) の基本的で放置2 (行動の背景を理解した上で生活の質があ・心理症状 (BPSD) の発症要素が、 (BPSD) の発症を表が、 (BPSD) の発症を表が、 (BPSD) の評価・生活の質の評価・・認知症の人のアセスメントの基本的視点を理解する。アセスメントを踏まえた目標の設定と、目標を実現するためのケアの実践計画の作成・立案・評価ができる。・ 複繁の方法とポイント・アセスメントの実		づきや疑問・課題を明らかにする。			
し、他の受講者と共有することにより、知識の活用に関する幅広い視点を得る。 (2) 生活支援のためのケア 生じている認知症の人に対して、行の演習 2 (行動・心理症状 (BPSD) が 生じている認知症の人に対して、行動・心理症状 (BPSD) の基本的 分 義 の背景を理解した上で生活の質が 画められるようチームで支援できる。 (BPSD) の発症要 因とケアの検討 (事例演習)・行動・心理症状 (BPSD) の発症要 因とケアの検討 (事例演習)・行動・心理症状 (BPSD) の評価・生活の質の評価・生活の質の評価・生活の質の評価・生活の質の評価・生活の質の評価・生活の質の評価・ならようアセスメントを踏まえたとができるようアセスメントを踏まえた目標の設定と、目標を実現するためのケアの実践計画の作成・立案・評価ができる。 ・視察の方法とポイント・アセスメントの実 できるようアの実践計画の作成・立案・評価ができる。 ・アセスメントの実		それらの自分自身の認知症ケア実践	る実践)		
し、他の受講者と共有することにより、知識の活用に関する幅広い視点を得る。 (2) 生活支援のためのケアの演習2 (行動・心理症状 (BPSD)が生じている認知症の人に対して、行動・心理症状の質が動・心理症 高められるようチームで支援できる。 (3) アセスメントとケアの実践の基本 (3) アセスメントとケアの実践の基本 (3) アセスメントを行できるようアセスメントを踏まえた目標の設定と、目標を実現するためのケアの実践計画の作成・立案・評価ができる。 (4) 生活支援の基本 (5) 生活支援の表本 (6) かい理症状 (BPSD)の基本的分別では、のアセスメントを発する。 (7) かい理症状 (BPSD)の発症要因、で表にの質の評価・生活の質の計価・生活の質の計価・・に対していませば、 (BPSD)の基本が、 (BPSD)の基本が、 (BPSD)の基本が、 (BPSD)の基本状 (BPSD)の基本状 (BPSD)の基本状 (BPSD)の基本状 (BPSD)の基本状 (BPSD)の基本状 (BPSD)の基本状 (BPSD)の表法を対し、 (BPSD)の基本状 (BPSD)の基本状 (BPSD)の基本が、 (BPSD)の基本状 (BPSD)の表法を対し、 (BPSD)の表本が、 (BPSD)の表本を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を		の課題や取り組みの方向性を検討	・中間課題の発表と		
り、知識の活用に関する幅広い視点を得る。 を得る。 (2) 生活支援のためのケアを含されどの方の演習 2 (行動・心理症状の質があいい理症を対した上で生活の質があいい理症を対したとで生活の質があいい理症を対したとからあるようチームで支援できる。 ・行動・心理症状の発症を要した分別の発症要を対し、特別の発症を関する。 ・行動・心理症状の発症を関するによりの発症を対して、行の検討にも対して、行動・心理症状の発症を関する。 ・行動・心理症状の発症を関するによりの発症を対して、行動・心理症状の発症を要して、対して、対し、関係の対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対		し、他の受講者と共有することによ			
(2) 生活支援 のためのケア 内演習 2 (行 の演習 2 (行 動・心理症状 (BPSD) が とじている認知症の人に対して、行 の演習 2 (行 動の背景を理解した上で生活の質が 高められるようチームで支援でき る。		り、知識の活用に関する幅広い視点	711		
のためのケア の演習 2 (行動の背景を理解した上で生活の質が動・心理症 高められるようチームで支援できる。 理解 ・行動・心理症状(BPSD)の基本的質別である。 資習とケアの検討(事例演習)・行動・心理症状(BPSD)の評価・生活の質の評価・生活の質の評価・生活の質の評価・生活の質の評価・生活の質の評価・生活の質の評価・生活の質の評価・などできるようアセスメントを対し点を理解する。アセスメントを踏まえた目標の設定と、目標を実現するためのケアの実践計画の作成・立案・評価ができる。 ・認知症の人のアセスメントの基礎的知識・一般察の方法とポイントの表であるケアの実践計画の作成・立案・評価ができる。 ・観察の方法とポイントの実質別でできるようので表述といる。		を得る。			
の演習2(行動・心理症状の質が高められるようチームで支援でき表します。 ・行動・心理症状(BPSD)の発症要因とケアの検討(事例演習)・行動・心理症状(BPSD)の評価・生活の質の評価・生活の質の評価・生活の質の評価・生活の質の評価・生活の質の評価・ない、具体的なニーズを導くことができるようアセスメントを指表えた目標の設定と、目標を実現するためのケアの実践計画の作成・立案・評価ができる。 ・認知症の人のアセスメントの基礎的知識・・観察の方法とポイントの表できるようアセスメントを踏まえた目標の設定と、目標を実現するためのケアの実践計画の作成・立案・評価ができる。	(2) 生活支援	認知症の行動・心理症状 (BPSD) が	・行動・心理症状	240	講
動・心理症 状)	のためのケア	生じている認知症の人に対して、行	(BPSD) の基本的	分	義
(BPSD) の発症要 因とケアの検討 (事例演習) ・行動・心理症状 (BPSD) の評価 ・生活の質の評価 ・生活の質の評価 ・生活の質の評価 ・生活の質の評価 ・生活の質の評価 ・生活の質の評価 ・生活の質の評価 ・生活の質の評価 ・ない、具体的なニーズを導くことができるようアセスメントを済えた目標の設定と、目標を実現するためのケアの実践計画の作成・立案・評価ができる。	の演習2(行	動の背景を理解した上で生活の質が	理解		
状) る。 (BPSD) の発症要 因とケアの検討(事例演習)・行動・心理症状(BPSD)の評価・生活の質の評価・生活の質の評価・生活の質の評価・生活の質の評価・生活の質の評価・生活の質の評価・生活の質の評価・ない、具体的なニーズを導くことができるようアセスメントを持ってきるようアセスメントを踏まえた目標の設定と、目標を実現するためのケアの実践計画の作成・立案・評価ができる。 ・認知症の人のアセスメントを踏まえた目標の設定と、目標を実現するためのケアの実践計画の作成・立案・評価ができる。・アセスメントの実	動・心理症	高められるようチームで支援でき	・ 行 動 ・ 心 理 症 状		演
因とケアの検討 (事例演習) ・行動・心理症状 (BPSD) の評価 ・生活の質の評価 ・生活の質の評価 ・認知症の人の身体要因、心理要因、	状)	వ 。	•		習
(3) アセスメ					
(BPSD) の評価 ・生活の質の評価 ・生活の質の評価 ・生活の質の評価 ・生活の質の評価 ・を活の質の評価 ・を活の質の評価 ・認知症の人のアセ 300 講 ※ 説知症の中核症状のアセスメントを 行い、具体的なニーズを導くことが できるようアセスメントの基本的視 点を理解する。アセスメントを踏ま えた目標の設定と、目標を実現する ためのケアの実践計画の作成・立 案・評価ができる。 ・アセスメントの実			, , = ,		
(BPSD) の評価 ・生活の質の評価 ・生活の質の評価 ・生活の質の評価 ・生活の質の評価 ・を活の質の評価 ・を活の質の評価 ・認知症の人のアセ 300 講 ※ 説知症の中核症状のアセスメントを 行い、具体的なニーズを導くことが できるようアセスメントの基本的視 点を理解する。アセスメントを踏ま えた目標の設定と、目標を実現する ためのケアの実践計画の作成・立 案・評価ができる。 ・アセスメントの実			・行動・心理症状		
(3) アセスメ ントとケアの 実践の基本 認知症の人の身体要因、心理要因、認知症の人のアセスメントを 認知症の中核症状のアセスメントを 行い、具体的なニーズを導くことができるようアセスメントの基本的視点を理解する。アセスメントを踏まえた目標の設定と、目標を実現するためのケアの実践計画の作成・立案・評価ができる。 ・観察の方法とポイント					
(3) アセスメ 認知症の人の身体要因、心理要因、					
ントとケアの 実践の基本 認知症の中核症状のアセスメントを 行い、具体的なニーズを導くことが できるようアセスメントの基本的視 点を理解する。アセスメントを踏ま えた目標の設定と、目標を実現する ためのケアの実践計画の作成・立 案・評価ができる。 ・アセスメントの実	(0) 7-7	製知症の人の身体亜因 心理亜田		200	2#
実践の基本 できるようアセスメントの基本的視点を理解する。アセスメントを踏まえた目標の設定と、目標を実現するためのケアの実践計画の作成・立案・評価ができる。 ・アセスメントの実	' '				
点を理解する。アセスメントを踏ま えた目標の設定と、目標を実現する ためのケアの実践計画の作成・立 案・評価ができる。 ・アセスメントの実				ガ	¥
えた目標の設定と、目標を実現する ためのケアの実践計画の作成・立 案・評価ができる。 ・アセスメントの実	夫政の基本				
ためのケアの実践計画の作成・立 ント 案・評価ができる。 ・アセスメントの実					
				(2)	
際(事例演習)		柔・評価かできる。 	・アセスメントの実		
			際 (事例演習)		
・実践計画作成の基			・実践計画作成の基		

3 実習 (1)職場実習の課題設定 (2) 職 場 アトと アの実践)	認知症の人が望む生活の実現に向けて、適切にアセスメントを行い、課題と目標を明確にした上で、ケアの実践に関する計画を作成することができる。 研修で学んだ内容を生かして、認知症の人や家族のニーズを明らかにするためのアセスメントができる。アセスメントができる。アセスメントの生活支援に関する目標設定、ケア実践計画及びケアの実践を展開できる。	でである。 では、	240 分 4 間	講義・演習実習
評価	アセスメントやケア実践計画の実施結果を整理した上で、客観的に評価、分析し職場および自己の認知症ケアの今後の課題を明確にすることができる。	・職場実習報告 ・ケア実践計画の評価 ・職場への報告と展開	180 分	講義・演習

イ 認知症介護実践リーダー研修 講義・演習31時間(1,860分) 実習:課題 設定240分、職場実習4週間、実習のまとめ420分

科目 1 認知症介護 (1) 認知症介護 護実践リーダ ー研修の理解	目的 実践リーダー研修総論 チームにおける認知症ケアを 推進する実践リーダーの役割 とこの研修科目との関係性を	内容 ・実践リーダーの役割 ・実践リーダー研修の概要 ・実践リーダーとしての 	時間 数 90分	区分講義・資
	踏まえ、研修の概要を把握する。実践リーダーとしての自己の課題を確認し、研修における学習目標を明確にする。	課題の明確化		濱 習
2 認知症の専 (1) 認知症の 専門的理解	門知識 一人の「人」としての理解を 踏まえつつ、行動の背景の一 つである認知症の病態を理解 し、ケアができるよう、最新 かつ専門的な知識を得る。	・認知症に関する理解 ・原因疾患別の捉え方のポイント ・医学的視点に基づいた介入 ・認知症を取りまく社会的課題	分分	講 義 ・ 演 習
(2) 施策の動 向と地域展開 3 認知症ケア	認知症施策の変遷と最新の動向を理解する。地域における認知症施策の展開例を知り、地域包括ケアシステムの構築に必要な関係機関との連携・参画できる知識を修得する。	 ・認知症施策の変遷 ・認知症施策の動向と認知症施策推進大綱の内容 ・地域における認知症ケア関連施策の展開 	210 分	講義・演習

(1) チームケ	チームの構築や活性化のた	・チームの意味や目的、	180	講
アを構築する	め、チームリーダーとしての	種類	分	義
リーダーの役	役割を理解し、円滑にチーム	・チームの構築及び活性	73	•
	を運用する者であることを自	化するための運用方法		演
割 	で 連	・チームの目標や方針の		習
		設定と展開方法		
	る目標や方針の設定の必要性			
	を理解し、目標をふまえた実			
	践の重要性と展開方法を理解し、こ			
	する。			
(2) ストレス	チームケアを円滑に運用する	・チームにおけるストレ	120	講
マネジメント	ため、ストレスの仕組みと対	スマネジメントの意義	分	義
の理論と方法	処法を理解した上で、実践リ	と必要性 ・ストレスマネジメント		•
	ーダーとして介護職員等のス	の方法		演
	トレスの緩和やメンタルヘル	V > 7 J 124		習
	スのマネジメントを実践する			
	ことができる。			
(3) ケアカン	チームケアの質の向上を図る	・チームケアにおけるケ	120	講
ファレンスの	ため、ケアカンファレンスの	アカンファレンスの目	分	義
技法と実践	効果的な展開方法を身につ	的と意義		
	け、チームにおける意思決定	・ケアカンファレンスを		演
	プロセスの共有を実現でき	円滑に行うためのコミ ュニケーション		習
	る。	・効果的なケアカンファ		
		レンスの展開		
(4) 認知症ケ	多職種・同職種間での適切な	・認知症ケアにおけるチ	180	講
アにおけるチ	役割分担や連携にあたって、	ームアプローチの意義	分	義
ームアプロー	認知症ケアにおけるチームア	と必要性(まとめ)		•
チの理論と方	プローチの方法を理解し、実	・認知症ケアにおけるチ		演
法	践するための指導力を身につ	ームの種類と特徴 ・施設・在宅での認知症		習
	ける。	ケアにおけるチームアプ		
		ローチの方法	,	
4 認知症ケア	· の指導方法			
* Brighting V V 10 1H JANA 184				

(1) 職場内教 育の基本視点	認知症ケアを指導する立場として、指導に関する考え方や 基本的態度を学び、認知症ケアの理念を踏まえた指導に必要な視点を理解し、職場内教育の種類、特徴を踏まえた実際の方法を修得する。	・人材育成における介護 職員等のとらえ方 ・指導者のあり方の理解 ・人材育成の意義と方法 ・職場内教育の意義 ・職場内教育(OJT)の実 践方法	240 分	講義・演習
(2) 職場内教 育 (0JT) の 方法の理解	介護職員等への指導に有効な 技法の種類と特徴を理解し、 職場で実践できる指導技術の 基本を修得する。	・職場内教育(OJT)における指導技法・指導における活用と留意点	240 分	講義・演習
(3) 職場内教 育 (0JT) の 実践	これまでに学習した認知症ケアに関する指導技術について、食事・入浴・排泄等の介護、行動・心理症状(BPSD)、アセスメントとケアの実践などの具体的場面において、どのように活用していけば良いか、演習を通じて体験的に理解する。	・食事・入浴・排泄等への介護に関する指導計画(事例演習) ・行動・心理症状 (BPSD) への介護に関する指導(事例演習) ・アセスメント及びケアの実践に関する計画方法(事例がある計算方法(事例演習) ・自己の指導の特徴の振り返り	360 分	講義・演習
5 認知症ケア	指導実習			
(1) 職場実習 の課題設定	研修で学んだ内容を生かして、職場の介護職員等の認知 症ケアの能力の評価方法を理 解する。	・介護職員等の認知症ケアの能力に関する評価方法の理解・介護職員等の認知症ケアの能力の評価方法の立案・実習計画の立案	240 分	講義・演習

(2) 職場実習	研修で学んだ内容を生かして、職場の介護職員等の認知症ケアの能力の評価、課題の設定・合意、指導目標の設定や指導計画を作成し、指導計画に基づいた認知症ケアを指導する。	 ・認知症ケア能力の評価と課題の設定・合意 ・指導目標の立案方法の理解 ・指導目標に応じた指導計画の作成 ・指導計画に応じた指導の実施 	週間	講義・演習
(3) 結果報告 (4) 職場実習 評価	職場実習を通して、認知症ケア指導の方法に関する課題やあり方について客観的・論理的に考察・報告し、実践リーダーとして指導の方向性を明確にできる。	・認知症ケア指導の実践 方法に関する自己の課題の整理と考察・認知症ケア指導に関する方向性の明確化	420 分	講義・演習

(3) 認知症介護サービス事業開設者研修 標準カリキュラム 講義 6 時間 (360分) 職場体験:8 時間 (480分)

科目	目的及び内容	時間数
1 認知症高	認知症という病気と症状について、下記の事項に関し、基本的	60分
齢者の基本的	な理解を図る。	
理解	・「医学的理解」-医学面から本人の生活に及ぼす影響を示	
	し 、生活障害としての理解を深めること。	
	・「心理的理解」-高齢者への周囲の不適切な対応 ・ 不適切	
	な環境が及ぼす心理面の影響の内容を理解すること。	
	・認知症という障害を抱える中で自立した生活を送ることの意	
	味と、それを支援することの重要性を理解する。	
2 認知症高	「認知症高齢者の基本的理解」を基に、「権利擁護」や「リスク	90分
齢者ケアのあ	マネジメント」の基本的な知識を付与し、認知症高齢者が、自	
り方	分の能力に応じて自立した生活を送るための支援を行うために	
	必要な、基本的な考え方を理解する。	

3 家族の理	・家族介護者のみではなく、他の家族も含めた家族の理解と高	60分
解・高齢者	齢者と家族の関係を通して、認知症介護から生じる家庭内の	
との関係の	様々な問題や課題を理解し、家族への支援の重要性について理	
理解	解する。	
4 地域密着	地域密着型サービスの指定基準(特に「地域との連携」「質の	150分
型サービスの	向上」)について理解する。	
取組み	・認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症	
	対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護の各事	
	業所からの実践報告を通じ、各事業のサービス提供のあり	
	方について理解する。	
現場体験	・事業者や介護従業者の視点ではなく、利用者の立場から各事	480分
	業所におけるケアを体験することにより、利用者にとって適切	
	なサービス提供のあり方、サービスの質の確保等について理解	
	する。	

(4) 認知症対応型サービス事業管理者研修 標準カリキュラム 講義 9 時間 (540 分)

科目	目的及び内容	時間数
1 地域密着	・適切な事業所運営を図るため、地域密着型サービスの目的や	60分
型サービス基	理念を理解する。	
準	・適切な事業所管理を行うため、認知症対応型通所介護、小規	
	模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規	
	模多機能型居宅介護の各指定基準を理解する。	
2 地域密着	・事業所からの実践報告を通じ、各事業のサービス提供のあり	90分
型サービスの	方について理解する。	
取組み		
3 介護従事	・労働基準法の規定に基づき、適切な介護従業者の労務管理に	60分
者に対する労	ついて理解する。	
務管理		

4 適切なサ	サービス提供に当たり、下記の事項等について、各事業所の運	330分
4 週別なり		33073
ービス提供の	営・管理に必要な事項について理解する。	
あり方	<地域等との連携>	
	• 利用者の家族 • 地域 • 医療との連携	
	- 運営推進会議の開催	
	<サービスの質の向上>	
	• アセスメントとケアプランの基本的考え方	
	• ケース会議 • 職員ミーティング	
	• 自己評価 • 外部評価の実施	
	• サービスの質の向上と人材育成	
	<その他>	
	・ 権利擁護(高齢者虐待を含む)及びリスクマネジメント	
	・記録の重要性など	

(5) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 標準カリキュラム 講義 9 時間 (540分)

科目	目的及び内容	時間数
1 総論 小	・小規模多機能ケアに関わる法的制度を理解し、小規模多機能	60分
規模多機能ケ	ケアとその視点を理解する。	
アの視点		
2 ケアマネ	・小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の	60分
ジメント論	サービスのあり方を理解し、適切なケアプランの作成に資する	
	よう、本人本位の視点を理解し、一人一人の在宅生活を支える	
	ための機能とマネジメントを理解する。	
3 地域生活	・本人の地域生活を支援するネットワークづくりと、そのあり	60分
支援	方を理解する。また地域・他機関との連携について理解す	
	వ.	
4 チームケ	・小規模多機能ケアの基本である、一人一人のニーズにチーム	60分
ア	で応えるチームケアについて理解する。	
(記録 · カン		
ファレンス・		
アセスメン		
ト・プラン)		

5 居宅介護	• 「ケアマネジメント論」並びに「地域生活支援」等の講義内	講義
支援計画作成	容を踏まえ、講義及び実際の事例を用いた演習を通じて小規模	60分
の実際	多機能型居宅介護計画の作成並びに他の居宅サービス利用を	
	含めた居宅介護支援計画及び看護小規模多機能型居宅介護計	演習
	画の作成について理解する。	240分

(6) 認知症介護指導者養成研修 標準カリキュラム 講義・演習112時間(うち30時間は職場におけるオンライン研修)、職場実習5週間(25日)、他施設・事業所実習21時間

科目	目的	 内容	時間	区	オンラ
件日	日却	P) 	数	分	インで
					実施可 の科目
1 認知症介語					V 7/1-1-1
(1) 認知症介	認知症介護実践者等養成	・認知症介護実践者	1	講	可
護実践者等養	事業における各研修の目	等養成事業の目的と	時間	義	
成事業の実施	的や実施の背景、認知症	実施の背景(事前課			
	介護指導者(以下「指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	題)			
	者」という。) の役割に ついて理解し、各研修の	・実践研修等の概要			
	現状と課題を踏まえた実	(事前課題)			
	 施方法を具体的に把握す	・実践研修等の展開状			
	る。	況 (事前課題)			
		・指導者の役割と実			
		践事例			
(2) 認知症ケ	認知症ケアに関連する	・認知症ケアと認知	1	講	可
アに関する施	施策の動向及び施策に位	症施策の歴史(事前	時間	義	
策と行政との	置づけられた認知症ケア	課題)			
連携	の専門職の役割やスキル	・最新の認知症施策の		*	
	を理解する。行政の役割 を理解し、行政と効果的	動向(事前課題)		i	
	を理解し、11 図と効果的 に連携・協働するための	・関連専門職の役割と			
	視点を理解する。	スキル(事前課題)			
		・指導者と行政との連			
		携のポイントと事例			

認知症介護指導者養成研	・自己の目標設定	9	講	可
修の目的を踏まえ、自	・目標の達成状況の評	時間	義	
己課題を設定し、その達	,, ,		•	
成状況について自己評価		:		
できる。自己課題の設定	, ,		Н	
とその評価の経験を基に	クについて			
して、指導者としての自				
己研鑽のあり方を考察す				
る。				
アにおける教育の理論と実践	ŧ			
認知症ケア現場や認知症	・討議法の特徴と活用	14	講	一部
介護実践研修等において	・課題分析に関する技	時間	義	可
活用する技法の特徴を理			•	
解し、それらを活用し			演	
て、介護職員等の課題解	・認知症ケア実践にお		習	
決力を高めるための支援	ける課題解決技法の活			
ができる。	用(演 <i>省)</i> 			
認知症ケアにおける授業	・授業計画や教材作成	28	講	一部
(講義・演習) 計画書の	の基本的考え方	時間	義	可
作成の際に必要となる基			•	
本的考え方や方法を理解	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		演	
する。模擬授業の計画作			習	!
成を通して、授業のあり	・授業計画作成及び効			
方について理解し、授業	果的な授業実施のポ			
のねらいを踏まえた教材	イント			
を準備することができ	・授業の評価と改善方			
る。	法 法			
20	・授業計画及び教材作		1	
	修己成でとし己る ア 認介活解て決が 認(作本す成方のをの課状きそて研。 お 知護用し、力で 知講成的るをにねずらいこの者り 育 現等のを護高る ケ・際え模しいいすま、自題験しを 理やに特をのめ て消に方擬ててをおいこのをて考 論 認お徴活課の る画なを計の、たがすりないに自す 実症で理し解援 業の基解作り業材き	修ののというでは、	修の目的を踏まえ、自己課題を設定し、その違価できる。自己課題の設定にして、指導を基にして、指導を基にして、指導の方を考察する。 アにおける教育の理論と実践 認知症ケア現場や認知症でもこの許さる。 アにおける教育の理論と実践 認知症ケア現場や認知症でも、治療等におり、治療性を活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	修の目的を踏まえ、自己課題を設定し、その達成状況の評価できる。自己課題を整定にして、指導者の記憶を基にして、指導者として、指導者の表別を考察する。 アにおける教育の理論と実践 認知症ケア現場や認知症の登場をもおいて理解して、介護職員等の課題解である。 アにおける教育の理論と実践 における教育の理論と実践 における教育の理論と実践 における教育の理論と実践 における教育の理論と実践 における教育の理論と実践 における教育の理論と実践 における技法の特徴と活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(3) 模擬授業	授業計画に基づく講義・ 演習を展開できる。模擬 授業での演習の成果や評 価結果に基づいて、授業 のねらいや内容、方法に ついて改善のための提案 ができる。	・模擬授業の実施 ・受講者間の討議によ る模擬授業の評価 ・授業計画及び教材の 修正	14 時間	演習	一部
(4) 研修企画と評価	研修の位置づけや受講者 の力量等、研修の条件に 合わせた研修目標やカリ キュラム構築及びその評 価方法の基本的考え方に ついて理解し、適切な研 修企画ができる。	・カリキュラム構築の 基本的知識 ・研修目標の設定 ・研修内容と順序の検 討 ・研修カリキュラムの 評価	5 時間	講義・演習	可可
3 認知症ケ (1) 人材育成 論	ア対応力向上のための人材育認知症ケアの特徴を踏まえた人材育成について理解する。キャリアパス構築等効果的な人材育成のための組織体制づくりのあり方を理解する。	・認知症ケアにおける 人材育成・人材育成における動機づけの理解・効果的な人材育成のための組織体制づくりと運用	3 時間	講義	可
(2)成人教育論	成人教育学における成人 の特徴を理解し、効果的 な支援のあり方を考察す る。	・成人教育学の基本 的考え方・教育者の役割と倫理・学習支援の方法	8 時間	講義・演習	不可
(3) 認知症ケ アに関する研 究法の概論	認知症ケアについての学 術的な課題設定、データ 収集、分析及び評価など の方法を理解する。	 ・学術的な研究の考え 方とプロセス ・研究課題の設定 ・介入方法に合わせた データ収集の方法 ・分析と仮説の検証 ・研究成果のまとめ方 やプレゼンテーショ ン 	2 時間	講義・演習	可

(4) 職場研修 企画	研修で学んだ内容を生か して、認知症ケアにおけ る実習企画、その実践及	・職場実習に関するオリエンテーション・職場実習企画書の作成	14 時間	演習	一部可
(5) 職場実習	び評価をすることができる。職場実習における取り組みの成果を分かりや	・企画書に基づいた実践	5週間	実習	不可
(6) 職場実習 (振り返り)	すく報告することができる。	・職場実習全体の振り返り	3 時間	演習	可
(7) 職場実習報告		・取り組みの成果の報告	14 時間	演習	可
4 地域におり	する認知症対応力向上の推進				
(1) 共生のために地域で支え合う体制づくり	地域包括ケアシステムや認知症とともに生きる共生社会づくりのための関係機関との連携体制の構築についての基本的考え方を理解し、地域において認知症の人が自分らしく暮らし続けるための支援体制に関する課題解決の提案ができる。	・共生の連的 関係 は で と 連地症 援 標生 と は が と と と は が と と と は が と と ま 前 の の な と と ま 前 の る け で ま に づ に が の な に が の な に が で ま に が で ま に が で ま に が で ま に が で ま に が で ま に が で ま な す い を ま が が く の を と は が 例 知 支 目 を か の 理	時間	講 義 ・ 演 習	可

(a) th the = m.		-L-39))			
(2) 他施設・	認知症の人の生活における	・実習オリエンテー	21	講	不可
事業所実習	課題解決のため、他施設・	ション (事前課題)	時間	義	
	事業所の認知症対応力の向	・認知症対応力向上		•	
	上に向けた指導を実践的に	の取り組みに際して		演	
	展開することができる。	必要となる知識・技		習	
		術の理解		•	
		・実習施設・事業所		実	
		の認知症ケアの課題		習	
		に関する情報収集及			
		びその分析			
		・実習施設・事業所			
		の認知症ケアの課題			
		の発生要因の説明			
		・実習成果の振り返			
		りとスーパーバイザ			
		ーとしての自己の課			
		題の明確化			

(7) 認知症介護指導者フォローアップ研修 講義・ 演習28時間、研究授業12時間

テーマ	研修目標
1 最新の認知症介護知識(講義・	最新の認知症介護の知識と指導方法等について
演習8時間)	理解を深める。
2 認知症介護における人材育成方	チームアプローチとリーダーシップ、スーパー
法(講義・演習8時間)	バイズ、コーチングを中心に、認知症介護におけ
	る人材育成方法を修得する。
3 認知症介護における課題解決の	認知症介護における課題解決の具体的方法を修
具体的方法(演習12時間)	得する。
4 認知症介護における効果的な授	認知症介護研修における効果的な授業の企
業開発(研究授業12時間)	画・運営のあり方、研修の教育評価方法を修得 する。

※ 「1 最新の認知症介護知識」においては、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律」に基づく養介護施設従事者として必要な知識の付与に努めるものとする。

(別紙2)

(1) 認知症介護研修事業実施要綱4「(1)③ア、(2)⑤ア、(3)⑤ア、(4)④ ア、(5)④ア」関係

修 了 証 書 氏 名 生年月日 昭和 • 平成 年 月 認知症介護基礎研修 認知症介護実践研修(実践者研修・実践リーダー研 認知症対応型サービス事業開設者研修 あなたは、厚生労働省の定める 認知症対応型サービス事業管理者研修 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 を修了したことを証します。 令和 年 月 日 県知事 0 0 市長

「(1)③ア、(2)⑤ア(指定法人が行う場合)」関係

0 0 0 0

第

号

修 了 証 書

氏 名生年月日 昭和 • 平成 年 月 日

あなたは、当該法人が○○県知事の | 認知症介護基礎研修

を修了したことを証します。

令和 年 月 日

(指定法人名)

0 0 0 0

(2) 認知症介護研修事業実施要綱4「(6)⑤ア、(7)⑤ア」関係

第 묽

了 証 書

> 氏 名

> > 生年月日 昭和 • 平成 年 月 日

あなたは、厚生労働省の定める

認知症介護指導者養成研修 認知症介護指導者フォローアップ研修

したことを証します。

令和 年 月 日

認知症介護研究・研修○○センター長

0 0 0 0

令和 年 月 日

実施主体の長 殿

市町村の長

推 薦 書

下記の者について、令和〇〇年度の下記研修を受講させたいので、特段の配慮をお願いしたい。

受講させたい研修						
推薦する者	氏 名					
	事業所名					
		住所:				
		電話:				
		FAX:				
	経験年数					
					受講	手年 次
	既に受講				(年)
	した研修		-		(年)
					(年)
研修を受講する						
ことにより基準を						
満たす職名				 		

(別紙4)

(都道府県・指定都市名) 認知症介護研修推進計画(令和 年度~令和 年度)

令和○年○月○日作成

1	計画の目的
2	計画の策定 - 推進体制
2	計画の策定 • 推進体制

3 前回計画の実施状況及び成果の評価

(記載要領)

研修修了者個人の能力変化及び所属事業所における立場・役割の変化等の研修受講効果を含めて、成果評価の観点から前回計画の実施状況及び成果について評価を行い、評価結果の概要を記載すること。また、評価を踏まえた計画修正の要否・修正内容についても記載すること。併せて、計画の実施状況及び成果の具体的内容がわかる添付資料の名称を記載すること。なお、認知症介護実践研修及び認知症介護指導者養成研修に関する評価の方法や指標については、必要最小限となるものの例示を含めて認知症介護研究・研修センターが示す資料を参考とされたい。

- 4 認知症介護基礎研修実施計画
- ① 実施計画
- ② 対象者数想定にあたっての根拠・方針等

(記載要領)

中長期的な見直しを踏まえた、受講すべき対象者の職種や人数、サービス種別等の想定根拠を示し、年次計画策定の方針を具体的に記載すること。

				年次別の実施予定回数					
1 5 t t 10				と受	講(予定)	者数		
1回あたり				令	令	令	令	令	
の受講(予	カリキュラム	実施場所	研修時間	和	和	和	和	和	計
定)者数				0	0	0	0	0	
(人)				年	年	年	年	年	
				度	度	度	度	度	
人	別紙()		時間	回	口	口	口	口	□
			- f. mm			•			
			時間	人	人	人	人	人	人
200 1 200 1 200			×	No.	3600		Hag		100
									ļ

5 認知症介護実践研修

①研修対象者

令和○年現在

職種	人数
	:
	人

②実践者研修

		1 回あた			,				·定回 者数		
区	対象	りの受講				令	令	令	令	令	
分	職	(予定)	カリキュラム	実施場所	研修時間	和	和	和	和	和	計
	種	者数				0	0	0	0	0	
		(人)				年	年	年	年	年	
						度	度	度	度	度	
実											
践					時間	回	□	回	口	口	回
者		人	別紙()								
研					時間	人	人	人	人	人	人
修					H41.1111					人	

③実践リーダー研修

		-				年次	別の質	実施予	定回	数	
	ᅶᅪ	1回あた				と受	講(予定)	者数		
E-	対	りの受講				令	令	令	令	令	
区	象	(予定)	カリキュラム	実施場所	研修時間	和	和	和	和	和	計
分	職	者数				0	0	0	0	0	
	種	(人)				年	年	年	年	年	
						度	度	度	度	度	

実践リー				時間	口	口	口	口	回	回
- ダー研修	人	別紙	()	時間	人	人	人	人	人	人

④ 対象者数想定にあたっての根拠・方針等

(記載要領)

中長期的な見直しを踏まえた、受講すべき対象者の職種や人数、サービス種別等の想定根拠を示し、年次計画策定の方針を具体的に記載すること。

⑤ 成果の確認及び評価の視点等

それぞれの研修について、次の項目に沿って研修修了者の能力変化等について確認し、研 修の成果について評価すること。

【認知症介護実践者研修】

	項目	できている	まあ できて いる	あまり できて いない	できて いない
1	認知症の人の意思を確認しながらケアを行っている	4	3	2	1 ,
2	中核症状の影響を理解した上で、認知症の人の有 する能力に応じたケアを行っている	4	3	2	1
3	行動・心理症状(BPSD)への対症療法的な対応ではなく、その背景を理解した上でケアを行っている	4	3	2	1
4	多角的な視点でアセスメントを行い、その結果を 踏まえて認知症の人が望む生活の実現に向けたケ アを行っている	4	3	2	1
5	家族介護者が置かれている状況や負担等に配慮し た支援を行っている	4	3	2	1
6	認知症の人の権利侵害や虐待につながる可能性の ある不適切な対応に気づき、防止または改善を行 っている	4	3	2	1
7	認知症の人に対して自分が行っているケアを振り 返り、課題を見つけることができている	4	3	2	1
8	必要に応じ医療専門職と適切に連携している	4	3	2	1
9	カンファレンス等において、根拠を伴う発言を行 い、チームの意思決定に貢献できている	4	3	2	1

10	地域の認知症の人のための取り組み 解し、貢献しようとしている	(施策)	を理	4	3	2	1	
----	-----------------------------------	------	----	---	---	---	---	--

【実践リーダー研修】

		1		T	
	項目	できて いる	まあ できて いる	あまり できて いない	できていない
1	認知症の人を一人の「人」として理解しつつ、行動の背景の一つである認知症の病態を理解してケアしている	4	3	2	1
2	チームにおける目標や方針を設定し、チームを円 滑に運用している	4	3	2	1
3	認知症及び認知症ケアに関する専門的な知識を持 ち、チームメンバーに説明している	4	3	2	1
4	利用者の尊厳を重視し、意思決定支援を行うこと の重要性を理解し、チームメンバーに説明してい る	4	3	2	1
5	チームメンバーのストレス状況を把握し、適切な 支援を行っている	4	3	2	1
6	チームメンバーの認知症ケアの能力を適切に評価 している	4	3	2	1
7	カンファレンス等の会議を効果的に展開している	4	3	2	1
8	認知症ケアの中で生じる倫理的課題の構造を理解 し、課題解決のための指導を行っている	4	3	2	1
9	OJT(職務現場での業務を通じての指導)の意義 や方法を理解し、適切に指導している	4	3	2	1
10	チームメンバーへの指導の結果・成果を適切に評価している	4	3	2	1
(1)	医療専門職との適切な連携をマネジメントしてい る	4	3	2	1
12	同職種・多職種間で連携や役割分担を行い、チームで取り組む体制を作っている	4	3	2	1
(13)	地域の認知症の人のための取り組み(施策)に関 与している *自施設・事業所の内外を問わない	4	3	2	1

6 認知症介護サービス事業開設者研修

①実施計画

年次別の実施予定回数	
と受講(予定)者数	

1回あたり				令	令	令	令	令	
の受講(予	. 1. 11 . 1	中长坦司	<i>TT 1/</i> 2 n± 88	和	和	和	和	和	⇒ L.
定) 者数	カリキュラム	実施場所	研修時間	0	0	0	0	0	計
(人)				年	年	年	年	年	
				度	度	度	度	度	
人	別紙()		時間	回	回	回	回	回	旦
			時間	人	人	人	人	人	人
· / · () · ? / · ? · ?		· 8 84 · 3 · 3 · 3 · 3 · 3 · 3 · 3 · 3 · 3 · 	CONTRACTOR	-138	₹.	\$ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	- C 7 -	* - V :	747

②受講者選	考にあたっての方針			
		.,		

7 認知症対応型サービス事業管理者研修

①実施計画

	OZEMBRID									
					年次	別の乳	実施子	定回	数	
					と受	講(-	予定)	者数		
	1回あたり				令	令	令	令	令	
	の受講(予	カリキュラム	実施場所	研修時間	和	和	和	和	和	計
	定)者数				0	0	0	0	0	
	(人)	8			年	年	年	年	年	
					度	度	度	度	度	
İ										
				時間	□	口	□	旦	口	口
	人	別紙()								
				時間	人	人	人	人	人	人
										ļ

②受講者選	選考にあたっ	ての	方針 ———				_				
75.400,000											
8 小規模①実施計画	多機能型サー 画	ビス	等計画作	作成担当者	研修						
						年	次別の	実施予	产定回	数	
1回あたり		!				-	受講(r	
の受講(予						令		令	令	令	
定) 者数	カリキュラ	ラム	実別	色場所	研修時間	1 和		和	和	和	計
(人)						年		年	年	年	
	п					'	'	' 度	度	度	
,	Dulket /	,			時間	Į.		□	口	□	回
人	別紙()	************	***************************************						,	
					時間		人	人	人	人	人
②受講者道	選考にあたっ	ての	方針								
										-	
								·			
9 認知症2	介護指導者養	最新	修								
①指導者		.7-22-1-71	112								
令和○年	令和○年	令和	0年	令和○年	三 令和〇	年	令和()年度	令	和〇	 年度
度	度		度	度	度		まで	の計		までσ	計
					,			-			
人	人		人	,	<u>۸</u>	人		J			人

'ォローア 和○年	介護指導者フップ計画 ・一令和〇年	令和〇年	令和○年	令和○年	令和○年度	令和○年度
度	度	度	度	度	までの計	までの計
人	人	人	人	人	人	人

受講候補者の職種、介護実務経験年数、所属する施設・事業者の所在地及び認知症実践

②受講者選考にあたっての方針

(記載要領)

(記載要領)

○○県認知症介護研修推進計画(令和○年度~令和○年度)

令和〇年〇月〇日作成

- 1 計画の目的
 - ・都道府県等における認知症高齢者施策の基本理念、認知症介護の専門職員を養成することの意義等を記載すること。
- 2 計画の策定・推進体制
 - ・計画の策定 ・ 推進にあたっての委員会等の開催状況、庁内の関係部局、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、医療機関、介護保険施設 ・ 事業者等、在宅介護支援センター、認知症疾患医療センター等の関係機関との連携を確保するための方策について具体的に記載すること。
- 3 認知症介護基礎研修

①実施計画(記入例)

1回あたり				年次別 (予定	妥講				
の受講(予	カリキュラム	実施場所	研修	令和	令和	令和	令和	令和	計
定)者数			時間	0	0	0	0	0	
(人)				年度	年度	年度	年度	年度	
40人	別紙(1)	○○県 研修所	3 時間	4回	4回	4回	4回	4回	20回
1370	737/64 (1)	〇〇県	6	160	160	160	160	160	800
		研修所	時間	人	人	人	人	人	人
10 W 1 18 W 18 18 W 18 W 18 W 18 W 18 W		\$28 3 (\$20 1 (\$20 1 1	5/8/ E 1/4	U	3 3 4 3	N24.5	9-1 open		~~
281794793	RECORDS INCHES I THE	\$250 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	5- Nº 5	V., V		Newson to		11 14 14 15 1	

4 認知症介護実践研修

①研修対象者数(注)

令和○年現在

職種	人 数
(記入例)	
特別養護老人ホームの生活相談員	500人
"の介護職員	2,800人
訪問介護員	3,800人
認知症高齢者グループホームの計画作成担当者	100人
	60人
·	:
	:
US - ZY - ZY - ZO - EE F KY + KY + KY - K U - K - F KY + KY	(Y)
合 計	人〇〇〇人

- (注)・現在数について記載すること。概数でも可。
 - 4②実践者研修(旧基礎課程)、4③実践リーダー研修(旧 専門課程)の「対 象職種」欄に記載された職種に対応させて、本表の「職種」欄を記載すること。
 - 実践者研修と実践リーダー研修に分けて記載する必要はないこと。
 - 複数の職種に該当する対象者については、主たる職種の方で計上すること。

②実践者研修(記入例)

_	大战 名训修	(自じノくりり)									
		1回あた				年次別	川の実施	6予定[回数と気	受講	
		りの受講	ما البار	r+++/	TH 66-	(予定	官) 者数	汝			
区	対象職種	(予定)	カリキ	実施	研修	令和	令和	令和	令和	令和	計
分		者数	ュラム	場所	時間	〇年	〇年	○年	〇年	〇年	
		(人)				度	度	度	度	度	
	特養の生活		-	〇〇県	31. 5	4回	4回	4回	4回	4回	20
実	相談員・介			研修所							1
	護職員、訪				時間						回
者	問介護員、	_	別紙	グルー		160	160	160	160	160	000
	認知症高齢	40人	(2)	プホー	4		_		人	_	800
研	者グループ			۵00	週間	人	人	人		人	人
修	ホームの計				 						
	画作成担当			特別養							
	者										

			護老人					
			ホーム					
			00					
	The second secon	racional had value	ALC: NOON TABLE					
240454700010		42 62 GH 1811	5 × 5 × 5 × 5 × 5	13-27-15	0.00			

③実践リーダー研修 (記入例)

		1回あたり	ملد الاملد	c tz +/	TT 16		川の実加 定)者数		回数と	受講	:
区	対象職種	の受講(予	カリキ	実施	研修	令和	令和	令和	令和	令和	計
分		定)者数	ュラム	場所	時間	〇年	〇年	〇年	〇年	〇年	
		(人)				度	度	度	度	度	
	特養の生			〇〇社							
	活相談			会福祉	56	2回	2回	2回	2回	2回	10
	員・介護			協議会	時間						回
宇	職員、訪			研修室							
実践リ	問介護			グルー							
リーダ	員、認知 症高齢者	20.4	別紙	プホー							
ダ 1	グループ	30人	(3)	۵00							
研修	ホームの			特別養	4	COL	COL	co i	co l	60.4	300
	計画作成			護老人	週間	60人	60人	60人	60人	60人	人
	担当者			ホーム							
				00							
14554		\$ \$1.50 Sec. 3.55		is the con-	-et-ouet	Same and S	X750x				
				7, 13,411,141							

5 認知症介護サービス事業開設者研修

①実施計画

	4 m + + 10				年次別	川の実施	拖予定 回	回数とき	受講	
	1回あたり			TT 1.65	(予定	官) 者数	文			
	の受講(予	カリキュラム	実施場所	研修	令和	令和	令和	令和	令和	計
'	定)者数			時間	0	0	0	0	0	
	(人)				年度	年度	年度	年度	年度	

		○○ 社会福 祉協議会研 修室	6 時間	2回	2回	2回	2回	2回	10回
		認知症対応							
50人	別紙(4)	型通所介護							
			8	100	100	100	100	100	500
		症高齢者グ	時間	人	人	人	人	人	人
		ループホー							
		4							
	\$> 1 \$ 0 0 0 \$ 1 0 \$	e ម៉ូនិតាទី២ គេទី២ ១	872 -	+ + 4 Y	53.40	. 78- 5	\$ \$\	- 385	٧٧

②受講者選考にあたっての方針

・本研修受講が指定基準により義務付けられている事業所の受講状況の把握方法などを 中心とし、管内市町村との連携方法について具体的に記載すること。

6 認知症対応型サービス事業管理者研修

①実施計画(記入例)

1回あたり			777.74		リの実施 と) 者数		 回数とst	受講	
の受講(予	カリキュラム	実施場所	研修	令和	令和	令和	令和	令和	計
定)者数			時間	0	0	0	0	0	
(人)				年度	年度	年度	年度	年度	
50人	別紙(4)	○○県 研修所	9	3回	3回	3回	3回	3回	15回
00)(77/M (±)		時間	150	150	150	150	150	750
				人	人	人	人	人	人

②受講者選考にあたっての方針

- ・本研修受講が指定基準により義務付けられている事業所の受講状況の把握方法などを 中心とし、管内市町村との連携方法について具体的に記載すること。
- 7 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

①実施計画(記入例)

1回あたり の受講(予 定)者数 (人)	カリキュラム	実施場所	研修時間	年次第一令和 ○ 度			可数と 令和 ○ 年度	受講 令 〇 年度	計
30人	別紙 (5)	○○ 県研修 所	9 時間	2回	2回	2回	2回	2回	10回 300 人

②受講者選考にあたっての方針

・本研修受講が指定基準により義務付けられている事業所の受講状況の把握方法などを 中心とし、管内市町村との連携方法について具体的に記載すること。

8 認知症介護指導者養成研修

①指導者養成計画(記入例)

令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和〇年度	令和○年度
					までの計	までの計
3人	3人	3人	3人	3人	14人	29人

②受講者選考にあたっての方針

・受講候補者の職種、介護実務経験年数、所属する施設・事業者の所在地及び「認知症」 実践研修」等の研修事業に関する活動実績等を勘案した各都道府県等における受講者 選考の方針について具体的に記載すること。

9 認知症介護指導者フォローアップ研修

①フォローアップ計画

令和○年	令和○年	令和○年	令和○年	令和○年	令和○年度	令和〇年度
度	度	度	度	度	までの計	までの計
2人	2人	2人	3人	3人	3人	15人

②受講者選考にあたっての方針

・研修事業に関する活動実績等を勘案した各都道府県等における受講者選考の方針について具体的に記載すること。

10 その他研修の推進に必要な事項